



コピーOK 障害者OK 学校教育OK

利用の際は必ず下記サイトを確認ください。

www.bunka.go.jp/jiyuriyo

大学における著作権

～「無断引用」ってどういうこと？～

平成26年7月24日



国立大学法人 千葉大学
アカデミック・リンク・センター
副センター長 山中弘美

「著作権」とは？

「著作物」を無断で「利用」されない権利

つまり

「著作権者」が「著作物」の「利用」をコントロールできる権利
(=勝手に「著作物」を「利用」されたら文句を言える権利)

ポイント

- ・ 「著作物」でなければ「著作権」は発生しない。
- ・ 「著作権者」でなければ「著作権」を主張できない。
- ・ 著作権法が定める「利用」のみ「著作権」が主張できる。

※「著作権」を主張できる期間は限られており、著作権法が定める「利用」には、権利を主張できない例外が定められている。

著作物

「著作物」とは⇒思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの

小説
脚本
論文

著作物

詩
短歌
俳句

二次的著作物

編集著作物

データベースの著作物

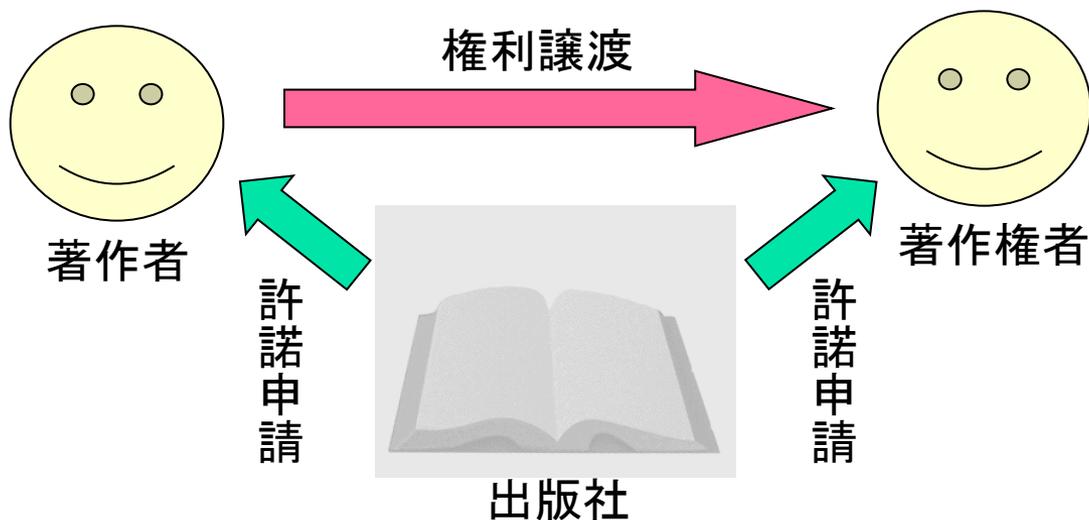
共同著作物

著作者

著作物を創作した者 = 著作者 = 著作権者

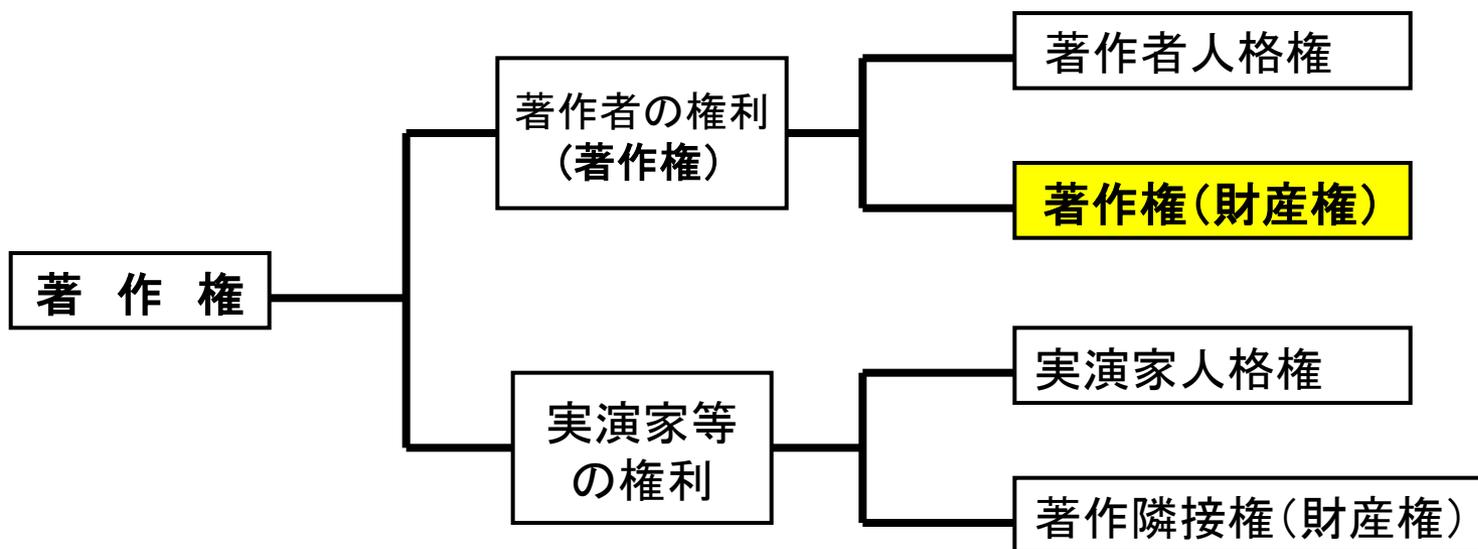
著作物の創作と同時に権利(著作者人格権・著作権(財産権))が発生する
(無方式主義)

なお、著作権(財産権)は譲渡可能



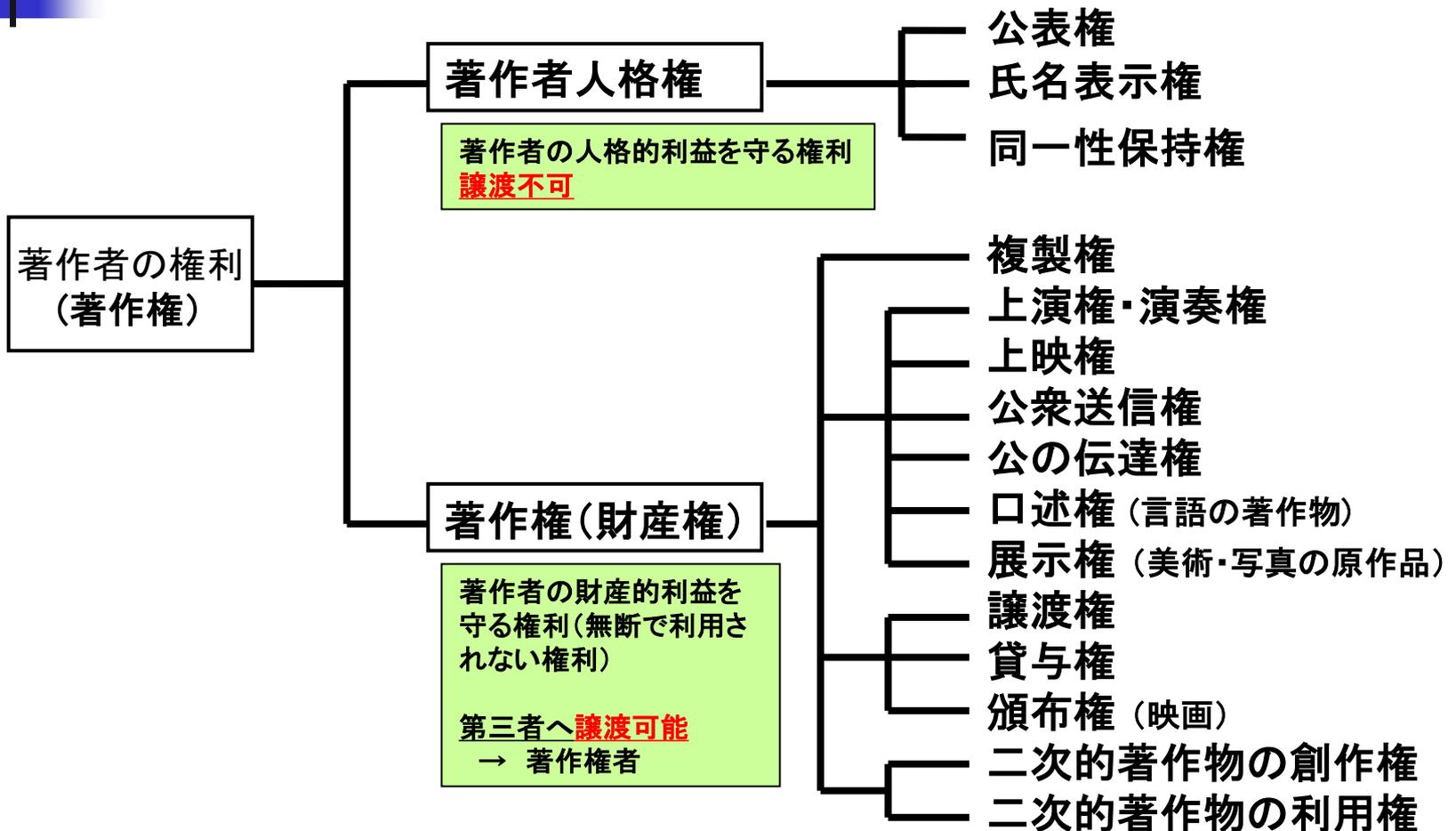
「著作権等」の権利

著作権法が定めている権利には、以下のものがある。



- ・ 一口に「著作権」といっても、色々な意味で使われる。
- ・ 一般に「著作権」というと「著作権(財産権)」のことを指すことが多い。

権利の内容～著作者人格権と著作権(財産権)～

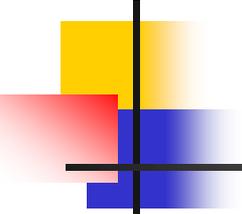


保護期間

著作物の創作時から始まり、著作者の死後50年
までが原則 (暦年主義: 第57条)

(例外)

無名・変名で公表された著作物	公表後50年
法人著作による著作物	公表後50年
映画の著作物	公表後70年
旧法の保護期間の適用	
外国人(条約加入国)の著作物	保護期間の相互主義 保護期間の戦時加算



著作物の利用と著作権の制限

保護対象となる著作物か？

著作権の保護期間内のものか？

著作権者から許諾を得る(契約する)

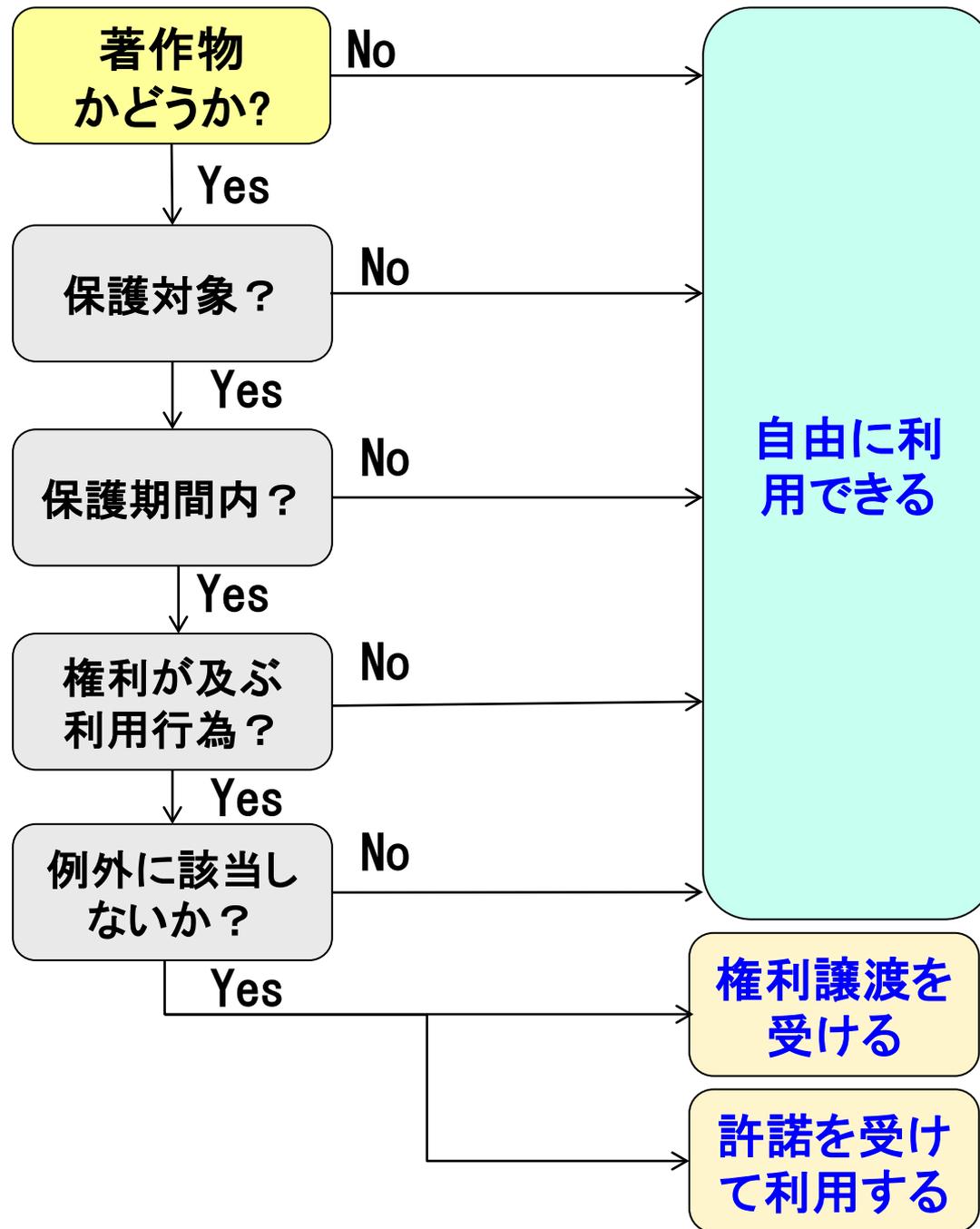
著作権者

著作権の委託を受けた団体(著作権等管理事業者)

著作権を譲り受ける(契約する)

相当の額の対価

特別の場合には、権利が制限されており、著作権者の許諾を得る必要がない



著作物の利用許諾契約や著作権の譲渡契約の主な注意点

- 口頭ではなく契約書を作成する。
←言った言わないの水掛論の防止、万が一のときの強力な証拠。
- どんな利用を想定しているのか等をよく考え、それが達成できる内容にする。
←不十分な内容で何度も契約する羽目にならないように。
- 相手方は本当に権利者か慎重に確認する(例:小室哲哉詐欺事件)。
←無権利者と契約しても無意味。相続が生じている場合は特に注意。
- 著作権を譲り受けるときは、「著作権を譲渡する。」ではなく、「著作権(著作権法27条及び28条の権利を含む)を譲渡する。」と書く(61条2項)。
←下線部を書き忘れると、各種改変(翻訳等)ができないことになる。
- 著作権(財産権)だけでなく、著作者人格権にも注意。
←特に改変が予定されている場合。

不十分な契約によると思われるトラブルの例・・・ひこにゃん事件

(参考)文化庁HP 「誰でもできる著作権契約」

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/keiyaku_intro/index.html

「許諾を得る必要がない特別な場合」とは？

あらゆる
利用行為

法律で権利を
認める利用行為
(許諾が必要な行為)
(原則)

法律で権利行使が制限されて
いる利用行為
(許諾を得ないで利用できる)
(例外)

「利用者の権利」では
ないことに注意

テレビを視聴すること、
新聞を読むこと、歌を
口ずさむこと、家庭で
絵本を読み聞かせる
ことなど

複製、公への上演、公への演
奏、公への上映、公衆送信、
送信可能化、公への口述、展
示、頒布、譲渡、貸与、翻訳、
翻案等

家庭内などの零細で権利者の関与が
適切でない利用、公益的観点から権
利を制限した方が適切な利用、所有
権などとの調整のために権利を制限
することが適切な利用などを**一定条件**
の下に規定

著作権法の権利制限規定

私的使用のための複製等（第30条）	学校その他の教育機関における複製等（第35条）
<u>付随対象著作物の利用（第30条の2）</u>	試験問題としての複製等（第36条）
<u>検討の過程における利用（第30条の3）</u>	視覚障害者等のための複製等（第37条）
<u>技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用（第30条の4）</u>	聴覚障害者等のための複製等（第37条の2）
<u>図書館等における複製等（第31条）</u>	営利を目的としない上演等（第38条）
引用（第32条）	時事問題に関する論説の転載等（第39条）
教科用図書等への掲載（第33条）	政治上の演説等の利用（第40条）
教科用拡大図書等の作成のための複製等（第33条の2）	時事の事件の報道のための利用（第41条）
学校教育番組の放送等（第34条）	裁判手続等における複製（第42条）

※下線は、平成24年に改正されたもの。（一部を除き平成25年1月1日施行）

行政機関情報公開法等による開示のための利用（第42条の2）	プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等（第47条の3）
公文書管理法等による保存等のための利用（第42条の3）	保守，修理等の一時的複製（第47条の4）
国立国会図書館法におけるインターネット資料収集のための複製（第42条の4）	送信の障害の防止等のための複製（第47条の5）
放送事業者等による一時的固定（第44条）	送信可能化された情報の送信元識別符号の検索等のための複製等（第47条の6）
美術の著作物等の原作品の所有者による展示（第45条）	情報解析のための複製等（第47条の7）
公開の美術の著作物等の利用（第46条）	電子計算機における著作物の利用に伴う複製（第47条の8）
美術の著作物等の展示に伴う複製（第47条）	情報通信技術を利用した情報提供に必要な情報処理のための利用（第47条の9）
美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等（第47条の2）	

※著作権の制限規定の多くは、著作隣接権の制限にも準用されている(102条)。

著作権法の一部を改正する法律（24年改正）の概要

改正の趣旨

デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、(1)著作物の利用形態の多様化等が進む一方、(2)著作物の違法利用・違法流通が常態化している中、以下のとおり規定を整備。

- (1)の観点から、著作物等の利用を円滑化するため、いわゆる「写り込み」等に係る規定等を整備。
- (2)の観点から、著作権等の実効性確保のため、技術的保護手段に係る規定等を整備。

改正の概要

1. 著作権等の制限規定の改正（著作物の利用の円滑化）

① いわゆる「写り込み」(付随対象著作物としての利用)等に係る規定の整備

下記の著作物の一定の利用行為につき、著作権等の侵害にならないとする規定を整備。

- 付随対象著作物としての利用(第30条の2関係)
(例) 写真撮影等において本来の対象以外の著作物が付随して対象となる、いわゆる「写り込み」
- 許諾を得るための検討等の過程に必要と認められる利用(第30条の3関係)
(例) 許諾前の資料の作成
- 技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用(第30条の4関係)
(例) 録音・録画に関するデジタル技術の研究開発・検証のための複製等
- 情報通信の技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用(第47条の9関係)
(例) サーバ内で行われるインターネット上の各種複製

② 国立国会図書館による図書館資料の自動公衆送信に係る規定の整備

国立国会図書館は、絶版等資料について、図書館等に対して自動公衆送信を行うことができることとするとともに、図書館等は、利用者の求めに応じて、国立国会図書館から自動公衆送信された絶版等資料の一部複製を行うことができることとする。

③ 公文書等の管理に関する法律等に基づく利用に係る規定の整備

国立公文書館の長等は、公文書等の管理に関する法律等の規定により、著作物等を公衆に提供すること等を目的とする場合には、必要と認められる限度において、当該著作物等を利用できることとする。

2. 著作権等の保護の強化

① 著作権等の技術的保護手段に係る規定の整備

現行法上、著作権等の技術的保護手段の対象となっている保護技術(VHSなどに用いられている「信号付加方式」の技術。)に加え、新たに、暗号型技術(DVDなどに用いられている技術)についても技術的保護手段として位置づけ、その回避を規制するための規定を整備。

② 違法ダウンロードの刑事罰化に係る規定の整備(内閣提出法案に対する修正)

私的使用の目的で、有償で提供等されている音楽・映像の著作権等を侵害する自動公衆送信を受信して行う録音・録画を、自らその事実を知りながら行うこと(違法ダウンロード)により、著作権等を侵害する行為について罰則を設ける等の規定を整備。

施行期日

平成25年1月1日(1③、2については平成24年10月1日、2②に関して国民に対する啓発等について定めた附則の規定については公布日(平成24年6月27日)。)

著作権法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年五月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第三十五号

著作権法の一部を改正する法律

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「をいう。」の下に「以下この項、次条第一項、」を、「受けた者」の下に「若しくはその複製許諾（第八十条第三項の規定による複製の許諾をいう。第三十七条第三項ただし書及び第三十七条の二ただし書において同じ。）を得た者」を加える。

第四条第一項中「若しくはその許諾（の）の下に」（第六十三条第一項の規定による利用の許諾をいう。）を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾（第八十条第三項の規定による公衆送信の許諾をいう。次項、第三十七条第三項ただし書及び第三十七条の二ただし書において同じ。）を、「又はその許諾」の下に「（第六十三条第二項の規定による利用の許諾をいう。）」を加え、同条第二項中「得た者」の下に「若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾を得た者」を加える。第七条第一号中「行なわれる」を「行われる」に改め、同条に次の一号を加える。

八 前各号に掲げるもののほか、視聴覚的実演に関する北京条約の締約国の国民又は当該締約国に常居所を有する者である実演家に係る実演

第三十一条第二項中「第三十三条の二第四項において」を「以下」に改める。

第三十七条第三項ただし書及び第三十七条の二ただし書中「受けた者」の下に「若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者」を加える。

第七十九条第一項中「第二十一条」の下に「又は第二十三条第一項」を加え、「複製権者」を「複製権等保有者」に、「その著作物を」を「その著作物について、」に、「又は」を「若しくは」に改め、「出

版すること」の下に「電子計算機を用いてその像面に文書又は図画として表示されるように方式により記録媒体に記録し、当該記録媒体に録された当該著作物の複製物により頒布することを含む。次条第二項及び第八十一条第一号において「出版行為」という。）又は当該方式により記媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送の場合にあつては送信可能化を含む。以下このにおいて同じ。）を行うこと（次条第二項及び第十一号第二号において「公衆送信行為」という。）を加え、同条第二項中「複製権者」を「複製権保有者」に改め、「その複製権」の下に「又は公衆送信権」を加える。

第八十条第一項中「、頒布の目的をもつて」削り、「著作物を原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製す権利」を「著作物について、次に掲げる権利の一部又は一部」に改め、同項に次の各号を加える
一 頒布の目的をもつて、原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は画として複製する権利（原作のまま前条第三項に規定する方式により記録媒体に記録された電磁的記録として複製する権利を含む。）
二 原作のまま前条第一項に規定する方式により記録媒体に記録された当該著作物の複製を用いて公衆送信を行う権利

第八十条第二項中「の出版」を「の出版行為は公衆送信行為（第八十三条第二項及び第八十条第三項において「出版行為等」という。）に、「複製権者」を「複製権等保有者」に、「当該著作物を」を「当該著作物について、」に、「複製する」を「製し、又は公衆送信を行う」に改め、同条第三中「出版権者は」の下に「、複製権等保有者の諾を得た場合に限り」を、「複製」の下に「又は衆送信」を加え、「できない」を「できる」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第六十三条第二項、第三項及び第五項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「著作権者」とあるのは「第七十九条第一項の複製権等保有者及び出版権者」と、同条第五項中「第二十三条第一項」とあるのは「第八十条第一項（第二号に係る分に限る。）」と読み替えるものとする。

著作権法の一部を改正する法律・新旧対照表

○著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）

改 正 後	改
<p>(著作物の発行)</p> <p>第三条 著作物は、その性質に応じ公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数の複製物が、第二十一条に規定する権利を有する者又はその許諾（第六十三条第一項の規定による利用の許諾をいう。以下この項、次条第一項、第四条の二及び第六十三条を除き、以下この章及び次章において同じ。）を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾（第八十条第三項の規定による複製の許諾をいう。第三十七条第三項ただし書及び第三十七条の二ただし書において同じ。）を得た者によつて作成され、頒布された場合（第二十六条、第二十六条の二第一項又は第二十六条の三に規定する権利を有する者の権利を害しない場合に限る。）において、発行されたものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(著作物の公表)</p> <p>第四条 著作物は、発行され、又は第二十二条から第二十五条までに規定する権利を有する者若しくはその許諾（第六十三条第一項の規定による利用の許諾をいう。）を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾（第八十条第三項の規定による公衆送信の許諾をいう。次項、第三十七条第三項ただし書及び第三十七条の二ただし書において同じ。）を得た者によつて上演、演奏、上映、公衆送信、口述若しくは展示の方法で公衆に提示された場合（建築の著作物にあつては、第二十一条に規定する権利を有する者又はその許諾（第六十</p>	<p>(著作物の発行)</p> <p>第三条 著作物は、その程度の部数の複製物が許諾（第六十三条第一及び第六十三条を除き、しくは第七十九条の出版権の設定を受けた場合（第二十六条定する権利を有する者されたものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(著作物の公表)</p> <p>第四条 著作物は、発行する権利を有する者若映、公衆送信、口述若諾を得た者によつて建のとする。</p>

著作権法の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

1. 近年、デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、電子書籍が増加する一方、出版物が違法に複製され、インターネット上にアップロードされた海賊版被害が増加していることから、紙媒体による出版のみを対象としている現行の著作権制度を見直し、電子書籍に対応した著作権の整備を行う。
2. また、視聴覚的実演に関する国際的な保護を強化するため、視聴覚的実演に関する北京条約の実施に伴う規定の整備を行う。

改正の概要

1. 電子書籍に対応した著作権の整備（第79条、第80条、第81条、第84条等関係）

紙媒体による出版のみを対象としている現行の著作権制度を以下のように見直す。

(1) 著作権の設定（第79条関係）

著作権者は、著作物について、以下の行為を引き受ける者に対し、著作権を設定することができる。

- ① 文書又は図画として出版すること（記録媒体に記録された著作物の複製物により頒布することを含む）【紙媒体による出版やCD-ROM等による出版】
- ② 記録媒体に記録された著作物の複製物を用いてインターネット送信を行うこと【インターネット送信による電子出版】

(2) 出版権の内容 (第80条関係)

出版権者は、設定行為で定めるところにより、その出版権の目的である著作物について、次に掲げる権利の全部又は一部を専有する。

- ① 頒布の目的をもって、文書又は図画として複製する権利(記録媒体に記録された電磁的記録として複製する権利を含む)
- ② 記録媒体に記録された著作物の複製物を用いてインターネット送信を行う権利

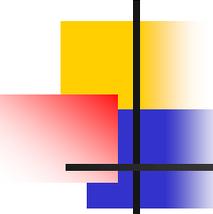
(3) 出版の義務・消滅請求 (第81条、第84条関係)

- ① 出版権者は、出版権の内容に応じて、以下の義務を負う。ただし、設定行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。
 - 原稿の引渡し等を受けてから六月以内に出版行為又はインターネット送信行為を行う義務
 - 慣行に従い継続して出版行為又はインターネット送信行為を行う義務
- ② 著作権者は、出版権者が①の義務に違反したときは、義務に対応した出版権を消滅させることができる。

2. 視聴覚的実演に関する北京条約の実施に伴う規定の整備 (第7条関係)

視聴覚的実演条約を締結するため、著作権法の保護を受ける実演に、視聴覚的実演条約の締約国の国民が行う実演を加える。

施行期日：平成27年1月1日 (2.については、視聴覚的実演条約が我が国について効力を生ずる日)



私的使用のための複製

個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内であれば、著作物を自由にコピーしてもよい(第30条1項本文)。

例) テレビ番組の録画、CDをi-podへ録音、ホームページのプリントアウトなど

家庭内などで自由に著作物が利用できる場合の注意点

- ・家庭内など限られた範囲内での使用
- ・仕事以外の目的であること
- ・使用する本人がコピーすること
- ・店頭にあるダビング機などを用いない(コンビニなどのコピー機(文献複写機)は除かれる)
- ・コピープロテクションを解除してコピーするものでないこと
- ・著作権を侵害した音楽や映像のインターネット配信と知りながらダウンロードするものでないこと

違法ダウンロード刑事罰化に係る規定の整備（第119条第3項関係）

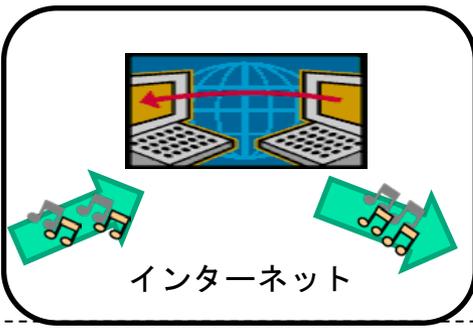
※本規定は、内閣提出法案に対する修正案により設けられた規定

○平成21年著作権法改正により、私的使用目的であっても、違法にアップロードされたものと知りながら、権利者に無断で、音楽・映像をダウンロード（録音・録画）する行為を違法に。
ただし、刑事罰はなし。

<イメージ図>

著作権者の許諾なくアップロード
||
違法アップロード

刑事罰あり



インターネット

海賊版だと知りながら自分のパソコンにダウンロード
||
違法ダウンロード

刑事罰なし（改正前）
（民事上の責任のみあり）

有償で提供、提示されている音楽や映像と知りながら行う

刑事罰
（親告罪）

罰則の整備

(1) 対象となる行為

私的使用の目的をもって、有償著作物等の著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行って著作権又は著作隣接権を侵害する行為

(2) 法定刑

2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金、又はこれの併科。（親告罪）

※平成24年10月1日施行

図書館等における複製

図書館等では、営利を目的としない事業として、図書館資料を用いて著作物を複製することができる(第31条1項)。

図書館資料の複製が認められる場合

- ・政令で定められた施設(図書館等)であること
 - ・営利を目的としない事業として行われるものであること
 - ・以下のいずれかに該当する場合に限られること
- ①利用者の求めに応じ、その調査研究のために、公表された著作物の一部分を一人につき一部提供する場合
 - ②図書館資料の保存のため必要がある場合
 - ③他の図書館の求めに応じ、一般に入手することが困難な所蔵資料を複製して提供する場合

図書館法第2条第1項の図書館、大学又は高等専門学校に設置された図書館、法令の規定により設置された博物館・美術館等で、**司書又は司書に相当する職員が置かれている施設**が該当する。

国立国会図書館による図書館資料の自動公衆送信に係る規定の整備（第31条等関係）

基本的な考え方

本格的なデジタル・ネットワーク社会の到来

⇒ 知の拡大再生産の実現に向け、広く国民が出版物にアクセスできる環境を整備

⇒ 国立国会図書館にある、知の集積ともいえるデジタル資料を積極的に活用

著作権の制限

このため

以下の行為について、著作権者の許諾なく著作物の利用を可能とする規定を整備。

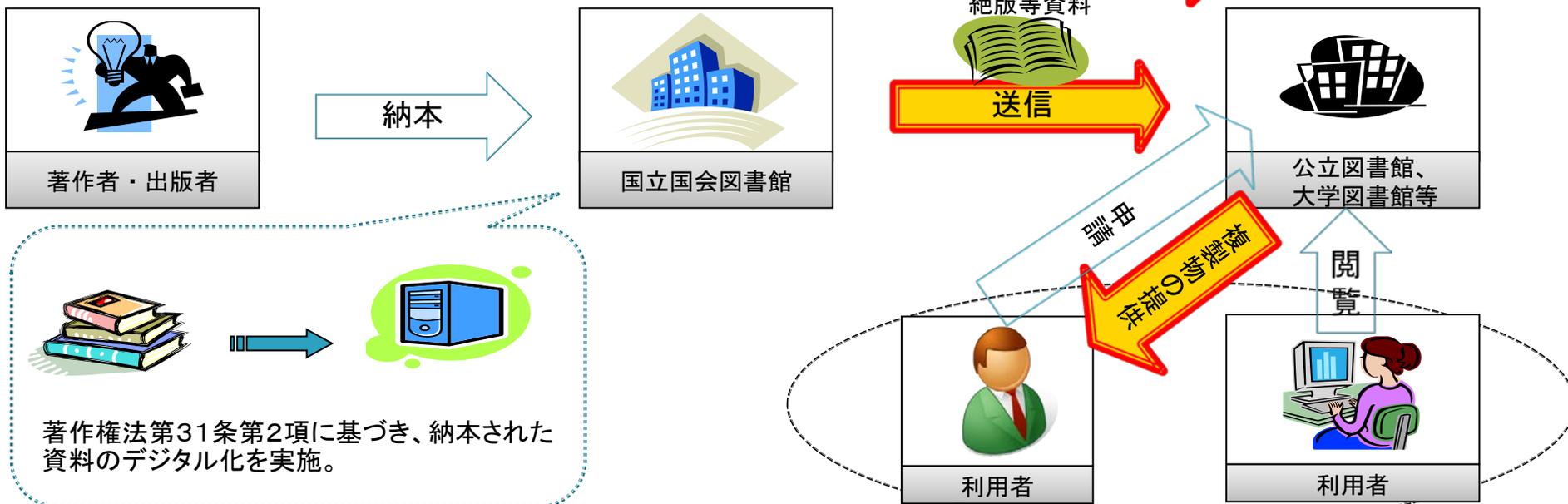
- ① 国立国会図書館による送信先図書館等に対するインターネット送信
- ② 送信先図書館等による利用者の求めに応じたインターネット送信された資料の一部複製

一方で、電子書籍市場の形成、発展の阻害とならないようにする必要

このため、以下のとおり、一定の限定をかけることが必要。

○ **送信先**… 公立図書館、大学図書館等

○ **対象出版物の範囲**… 国立国会図書館においてデジタル化された、市場における入手が困難な出版物（「絶版等資料」）



STAP論文「重大過誤」

小保方氏ら撤回同意

理研中間報告

「理化学研究所の小保方晴子ユニットリーダー(30)らが発表した新たな万能細胞「STAP細胞」の論文で、重要な画像データの流用などの不正が疑われた問題で、理研は14日、内部調査の中間報告を発表した。報告は論文の一部に改ざんや流用を認め、研究不正にあたるかどうかは継続調査が必要ととして、判断を先送りした。記者会見した野依良治理事長は「重大な過誤があった。はなはだ遺憾だ」と謝罪した。小保方リーダーらは、英科学誌「ネイチャー」に掲載された論文の撤回に同意した。(関連記事2・3・39面)

画像流用、無断引用を認定

様々な細胞に変化する多能性を持つSTAP細胞が、本当に作製できたかという問題でも、理研は「(作製)を待つしかない」と慎重な

6項目の問題点と中間報告の結果

- | | |
|------|------------------------|
| 不正なし | ①細胞の画像の不自然なゆがみ |
| 不正なし | ②ネズミの胎盤の画像2枚が酷似 |
| 調査中 | ③遺伝子解析の画像に加工の疑い |
| 調査中 | ④他論文の文章から盗用の疑い |
| 調査中 | ⑤実験手順と異なる記載 |
| 調査中 | ⑥小保方リーダーの博士論文と4枚の画像が酷似 |

た成果は、存在自体が疑われる事態となった。理研は先月18日、内部規定に基づいて、組織内の専ら門家3人と外部有識者3人

STAP細胞「刺激誘起性多能性獲得(stimulus-triggered acquisition of pluripotency)細胞」の略。理化学研究所の小保方リーダーらが今年1月、ネズミの成熟した細胞に強い刺激を与え、神経や筋肉など様々な細胞に変化できる能力を持つ細胞が得られたと発表した。当初は、生物学の常識を覆す画期的な成果とされた。

の計6人で構成される調査委員会(委員長＝石井俊輔・理研上席研究員)を設置。外部から指摘のあった6項目の問題点に関し、論文の核心部分を担当した小保方リーダー、指導にあたった発生・再生科学総合研究センターの笹井芳樹副センター長、丹羽仁史プロジェクトリーダーの3人と、論文の撤回を呼びかけた山梨大学の若山照彦教授から聞き取りを行った。裏付けとなる実験データも検証した。

引用

例えば、論文において他人の学説を批判する場合や、他人の作品を批評する場合、必要な範囲で著作物を「引用」して利用することができる(第32条)。

- ・ 公表された著作物であること
- ・ 公正な慣行に合致すること
- ・ 引用の目的上「正当な範囲内」であること
- ・ 「主従関係」が明確であること
- ・ カギ括弧などにより「引用部分が区別」されていること
- ・ 引用する「必然性」があること
- ・ 「出所の明示」をすること

要約しての利用について
著作物を翻訳して引用することはできるが
翻案は認められていない(第43条)

※裁判では、要約した引用を認めた例もある。

(H10.10.30東京地裁)

「原文の一部を省略しながら切れ切れに引用することしか認めないよりも、むしろ、原文の趣旨に忠実な要約による引用を認める方が妥当」

第32条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批判、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

○パロディ事件（最高裁昭和55.3.28判例時報967号45頁～）

「引用にあたるというためには、引用を含む著作物の表現形式上、引用して利用する側の著作物と、引用されて利用される側の著作物とを明確に区別して認識することができ、かつ、右両著作物の間に前者が主、後者が従の関係があると認められる場合でなければならないというべきであり、（以下略）」

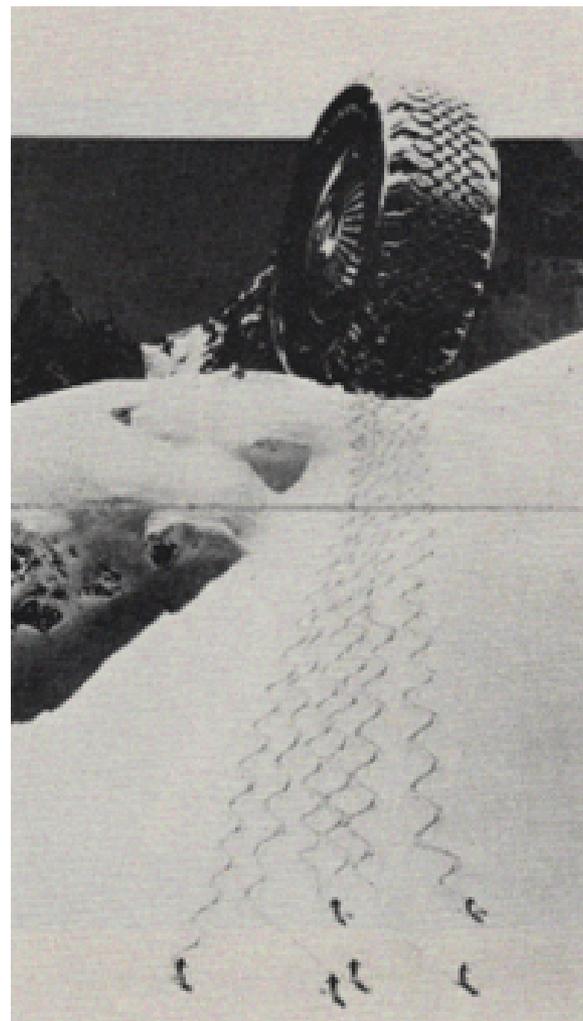
○ラストメッセージ事件（東京地裁平成7.12.18判例時報1567号126頁～）

「著作権法32条1項所定の引用とは、紹介、参照、論評その他の目的で自己の著作物中に他人の著作物の原則として一部を採録することをいうものであり、また、引用に該当するためには、引用を含む著作物の表現形式上、引用して利用する側の著作物と、引用されて利用される側の著作物とを明確に区別して認識することができ、かつ右両著作物の間に前者が主、後者が従の関係があると認められることを要する（以下略）。」

原告作品



被告作品



(東京地判昭和47.11.20 無体財産関係民事・行政裁判例集4巻2号619頁～)

引用の良い例・悪い例

良い例(論文における引用)

～この点、A教授は、「……引用部分……」と主張する(A木M男『△法概説』87頁(○出版、1995))。しかしながら、この見解は、以下の理由から妥当ではない。すなわち、理論的にみても、……であり、例えば、……のような事例を考えた場合、A説によれば、……という不合理な結論とならざるを得ない。むしろこの問題は、……と考えるのが理論上適切であるし、条文の解釈としても、より素直であろう。このように解すれば、上記事例においても、A説のような不都合は無理なく回避でき、妥当な結論を導くことができる。裁判例も、従来は□事件(大阪地判H1. 2. 3判時□号□頁)をはじめとしてA説を採用するものが圧倒的に多かったが、近時は、○事件(松山地判H12. 3. 4判タ○号○頁)など、本書同様の見解を採用するものも徐々に増えつつある。～ **⇒32条により適法**

悪い例(ブログにおける引用)

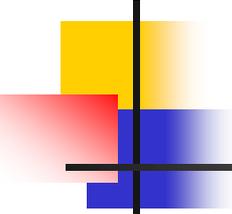
嵐の新曲を買ったよ!

……………・(歌詞をフルコーラスで掲載)……………

マジやばい!!!

- ✓ 全文掲載する必要は全くない。主従関係にも欠ける(歌詞が主になっている)。
- ✓ 全く批評等になっていない。公正な慣行にも合致しない。
- ✓ 出所明示(作詞家名等の表示)が全くない。

⇒32条の引用には該当せず、著作権侵害(複製権侵害、公衆送信権侵害)になる。

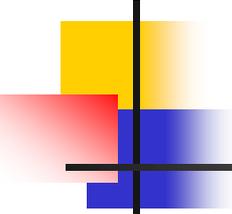


出所の明示

第48条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。

※ 一般的な表示内容

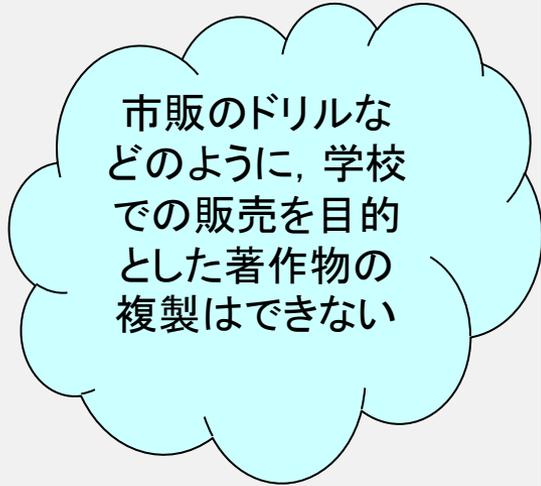
- 書籍の場合
「著者名」、「書名」、「出版社」、「発行年(版)」、「ページ」
- 雑誌の場合
「著者名」、「表題、論文名など」、「誌名」、「出版社」、「発行年月」、「巻、号数」、「ページ」
- インターネットの場合
「サイト名」、「URL」、「閲覧日」



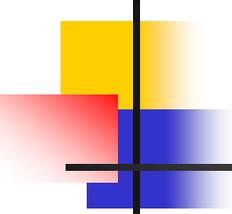
教育機関での複製

学校等で授業の過程における使用に供することを目的とする場合は、必要と認められる限度で、著作物の複製ができる(第35条)。

- ・ 公表された著作物であること
- ・ 営利を目的としない教育機関であること
- ・ 授業を担当する教員やその授業を受ける児童・生徒がコピーすること
- ・ 教員(児童・生徒)が授業で使用する
- ・ 授業で必要と認められる限度のコピーであること
- ・ 著作権者の利益を不当に害しないこと
- ・ 「出所の明示」をすること



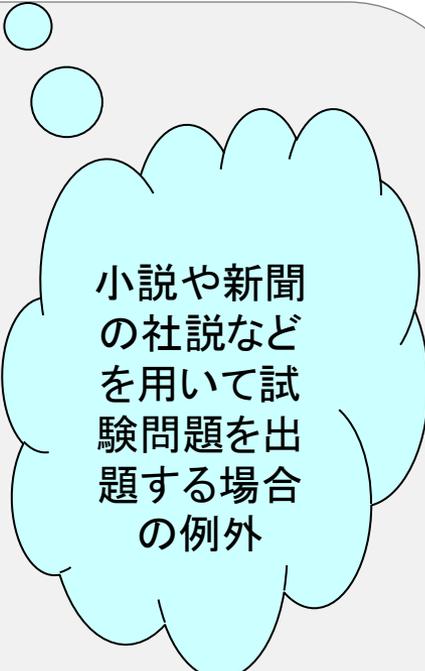
市販のドリルなどのように、学校での販売を目的とした著作物の複製はできない



試験問題としての複製又は公衆送信

試験問題として許諾を得ずに著作物を複製して配布する場合又は当該試験問題をインターネットなどで送信する場合(第36条)

- ・ 公表された著作物であること
- ・ 試験・検定の目的上必要な限度内の複製や送信であること
- ・ 営利目的の場合は、著作権者に「補償金」を支払うこと
- ・ 送信する場合は、その著作物の種類や用途、送信の形態などから判断して著作権者の利益を不当に害しないこと
- ・ 「出所の明示」をすること



小説や新聞の社説などを用いて試験問題を出題する場合の例外

営利を目的としない上演、演奏、上映など

学校での音楽会、市民文化祭での発表会、公民館での映画上映会など、営利を目的とせず、聴衆等から料金を取らないで著作物を利用する場合の例外(第38条1項)

- ・ 上演、演奏、口述、上映のいずれかであること(複製や公衆送信は含まれない)
- ・ 公表された著作物であること
- ・ 営利を目的としていないこと
- ・ 観衆・聴衆から料金等を受けないこと
- ・ 出演者等に報酬が支払われないこと

弁当代や車代は「報酬」には該当しない

慣行があるときは「**出所の明示**」が必要

著作権に関する教材、資料 文化庁ホームページ(<http://www.bunka.go.jp/>)



○「学校における教育活動と著作権」

平成15年の著作権法改正により、権利者の許諾を得ずに著作物を利用できる例外措置の範囲が拡大されました。

学校における例外措置について、学校の先生方に正しく理解してもらうためにわかりやすく解説したパンフレットです。



○指導事例集「著作権教育5分間の使い方」

学校において児童・生徒が、著作権への関心を高めたり、理解を深めたりすることを促すための「きっかけ」の例を紹介する事例集です。先生方が授業などで指導を行う際の手持ちメモとして活用できるように、教科等ごとに事例を紹介しています。



○「著作権教育研究協力校」報告書

平成15年度から、児童生徒に対し、著作権についてどのような指導をすれば効果的であるのかなど、著作権教育の手法について、研究協力校において研究を実施しています。

これまでの著作権教育研究協力校における著作権教育の実践報告書(平成15年度～22年度)を公開しています。

著作権に関する教材、資料 文化庁ホームページ(<http://www.bunka.go.jp/>)



○「作太郎の奮闘記 ～市民文化祭を成功させよう～」

マンガで著作物の利用に関する事例に触れることで、著作権の基本的な考え方を学べるWeb教材です。(対象:中学生～大人)

著作権普及啓発活動の教材として使う場合には、自由に利用できますので、中学校・高等学校の授業でも活用できます。



○「はじめて学ぶ著作権」

紙芝居方式で学ぶWeb教材です。小学校から高等学校で活用できます。

授業でも使えるよう、教員用の指導用の手引及びワークシートを付けています。



○「楽しく学ぼうみんなの著作権」

クリックするたびに著作権のことが分かる、小学生向けのWeb教材です。

著作権に関する教材、資料 文化庁ホームページ(<http://www.bunka.go.jp/>)



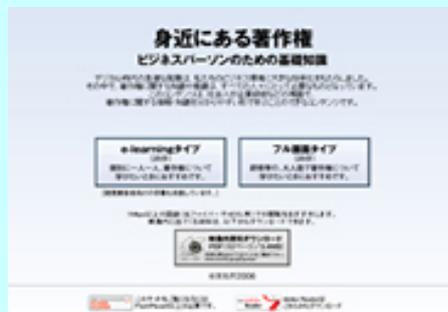
○高校生のための著作権教材

クリックするたびに著作権のことが分かる、高校生向けのWeb教材です。



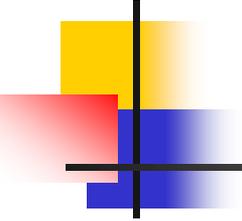
○映像で学ぶ著作権 ～ トラオ リュータ & ハナコ Copyright Story!! ～

大学生向けの映像教材です。



○身近にある著作権 ～ビジネスパーソンのための 基礎知識～

社会人が企業研修などの場面で、著作権に関する教材情報・知識を分かりやすい形で学ぶことができるWeb教材です。



最後に

【世界人権宣言】

すべて人はその創作した科学的、文学的
又は美術的作品から生ずる精神的及び物
質的利益を保護される権利を有する。

(第27条(2))

ご静聴ありがとうございました。